

**[論点 1-1] 金融商品の定義等について**

**金融商品会計の見直しに関する論点の整理の概要と寄せられたコメントの要約**

1. 平成 21 年 5 月に公表された「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」（以下「論点整理」）では、IASB 公表のディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」（以下「IASB の DP」という。）において検討されている金融商品の定義や金融商品会計基準の適用対象となる取引について、我が国の会計基準との比較や今後検討すべき点を取り上げた。
2. 今後の方向性において、金融商品の定義については、今後の議論の中での優先順位は高くなく、国際的な議論において大きく見直されるような動きがある場合には検討することが考えられるとしていた。また、金融商品会計の適用範囲から除外又は追加される可能性がある項目についても、今後の議論の中での優先順位は高くなく、国際的な議論において大きく見直されるような動きがある場合には検討することが考えられるとしていた。
3. 論点整理に対しては、以下のようなコメントが寄せられている（具体的には、本ペーパーの Appendix を参照のこと）。
  - 金融商品の定義や金融商品会計の範囲については、建付けは、IFRS と異なるものの、取り扱われる範囲については、ほぼ同様であると思われることから、今後の国際的な動向に応じて検討するという今後の方向性については同意する。
  - 法的形態から金融商品として整理されるものと金融商品会計基準の適用範囲との関係について、また、定義上は金融商品ではないものの、経済的に類似した性格を持つため、公正価値評価を要求すべきかどうかを決定すべき契約等について、金融商品会計基準の適用範囲とすべきかどうかについても、併せて整理が必要と考えられる。
4. この他、金融保証契約について、類似の取引について同様の取扱いをすべきとの意見、他の会計基準との整合性を求めるコメントが寄せられている。

**我が国の会計基準における取扱いと国際的な会計基準における取扱いの整理**

**我が国の会計基準における取扱い**

5. 我が国の会計基準における金融商品の定義は、論点整理の第 15～17 項のとおりである。

15. 金融商品とは、金融資産、金融負債及びデリバティブに係る契約を総称したもので
---

	あり（金融商品会計基準第 52 項）、一方の企業に金融資産を生じさせ他の企業に金融負債を生じさせる契約及び一方の企業に持分の請求権を生じさせ他の企業にこれに対する義務を生じさせる契約である（金融商品実務指針第 3 項）。
16.	金融商品会計基準では、適用範囲の明確化の観点から、現金預金、金銭債権、有価証券及びデリバティブにより生じる正味の債権等の具体的な資産項目をもって、金融資産の範囲を示すこととしている（金融商品会計基準第 4 項及び第 52 項）が、それは、現金、他の企業から現金若しくはその他の金融資産を受け取る契約上の権利、潜在的に有利な条件で他の企業とこれらの金融資産若しくは金融負債を交換する契約上の権利、又は他の企業の株式その他の出資証券であると解されている（金融商品実務指針第 4 項）。
17.	金融負債とは、金銭債務及びデリバティブにより生じる正味の債務等をいい（金融商品会計基準第 5 項及び第 52 項）、それは、他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務又は潜在的に不利な条件で他の企業と金融資産若しくは金融負債（他の企業に金融資産を引き渡す契約上の義務）を交換する契約上の義務であると解されている（金融商品実務指針第 5 項）。

**国際的な会計基準における取扱い及びその動向**

6. 国際財務報告基準における金融商品の現行の定義は、論点整理第 19 項の表 1 のとおりである。

現行の定義（IAS 第 32 号「金融商品：表示」）	
金融商品	一方の企業にとっての金融資産と、他の企業にとっての金融負債又は持分金融商品 <sup>1</sup> 、の双方を生じさせる契約
金融資産	(1) 現金 (2) 他の企業の持分金融商品 (3) 次のような契約上の権利 ① 他の企業から現金若しくは他の金融資産を受け取る；又は、 ② 金融資産又は金融負債を当該企業にとって潜在的に有利な条件で他の企業と交換する (4) 自社の持分金融商品により決済される一定の契約 <sup>2</sup>
金融負債	(1) 次のような契約上の義務：

<sup>1</sup> 企業のすべての負債を控除した後の残余財産権を証する契約のこと。一般的には、株式などがこれに該当する。

<sup>2</sup> 主として、固定対固定の関係を持つもの（例えば、固定金額の現金又はその他の金融資産と固定数の株式との交換）以外の契約。

	① 他の企業に現金若しくは他の金融資産を支払う；又は ② 金融商品を企業にとって潜在的に不利な条件で他の企業と交換する (2) 自社の持分金融商品により決済される一定の契約 <sup>3</sup>	
--	---	--

7. 論点整理でも分析のとおり、我が国の会計基準と国際財務報告基準とでは、金融商品の定義に大きな差異は認められない。
8. また、金融商品の会計処理を規定する現行の会計基準である IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」では、主として以下を適用範囲から除くこととしており、それらは別の基準にて会計処理が手当てされている。
- 子会社株式、関連会社又は共同支配下にある企業に対する投資
  - リースに係る権利義務
  - 株式報酬や退職後給付など、従業員報酬から生じる金融商品
  - 資本として区分される金融商品
  - 保険契約に係る権利義務
- これら適用範囲についても、我が国の会計基準との間にも大きな差異は認められない。
9. このような金融商品の定義及び金融商品会計の適用範囲については、IASB の DP において、若干の考察がなされている。そこでは、論点整理で示したように、現行の定義を明確にするための修正が検討されている他、適用範囲として、主に第 8 項にある項目を除外する可能性や金融商品の定義に該当しない項目を適用範囲に追加する可能性が検討されている（論点整理第 21 項及び第 22 項参照）。
10. IASB は、平成 21 年 11 月に金融資産に関する分類及び測定について IAS 第 39 号を改訂する会計基準 IFRS 第 9 号「金融商品」を公表している。金融危機の最中、金融商品会計の適用範囲について特段の問題は生じていないとの認識から、今後、包括的に見直すまで、IAS 第 39 号の適用範囲を踏襲している。
11. なお、IASB では、金融商品プロジェクトの中の別プロジェクトとして、資本の特徴を有する金融商品のプロジェクトを進めており、主に、負債に分類される金融商品と資本に分類される金融商品の区分の仕方について、基本的所有アプローチと無期限アプローチをベースに検討している。負債性金融商品と資本性金融商品の定義はこれにより変更される可能性があり、本年第 2 四半期での公開草案公表を目指している。

<sup>3</sup> 脚注 2 を参照。

### 今後の方向性

12. 金融商品の定義は、国際財務報告基準とほぼ同様であることから、当面、現行の取扱いを維持することが考えられる。ただし、IASB における資本の特徴を有する金融商品プロジェクトの影響を受ける金融負債の定義等については、同プロジェクトの動向にも留意する<sup>4</sup>。
13. また、金融資産、金融負債の定義については、現行では、範囲の明確化のため、会計基準において商品名の列挙により行われ、実務指針において定義が補足されているが、この関係を逆転させ、より原則ベースの基準とすることが考えられる。
14. 金融商品会計の範囲は、国際財務報告基準とほぼ同様であることから、当面、現行の取扱いを維持することが考えられる。

---

<sup>4</sup> ASBJ においては、「負債と資本の区分ワーキング・グループ」で同プロジェクトに関するコメント検討等を行っている。

## 【論点 1-2】 デリバティブの定義について

### 論点整理の概要と寄せられたコメントの要約

15. 論点整理では、デリバティブの定義について、その定義の仕方や純額決済性に関する検討を行っている。論点整理では、デリバティブの定義を商品名による定義から特徴に焦点を当てた定義とすることで、新たな商品にも対応できるようにし、金融商品会計基準と金融商品実務指針との関係を整理することが適切と考えられる、としている。また、純額決済性の要件に関して、この要件を含めるどうかの論点の実質的な影響が乏しいのであれば、今後の議論の中での優先順位は高くなく、国際的な議論において大きく見直されるような動きがある場合には検討することが考えられる、としている。
16. 論点整理に対しては、以下のようなコメントが寄せられている（具体的には、本ペーパーの Appendix を参照のこと）。
  - デリバティブの定義や特徴については、デリバティブの定義を商品名による定義から特徴に焦点を当てた定義とするという今後の方向性に同意する。ただし、定義に合致するものの、デリバティブとして取り扱うべきでないものについての検討が必要である。
  - 現行の日本基準は、当初から受け渡すことが明らかな商品（コモディティ）契約については金融商品会計の対象外と明示されているため、デリバティブとして取り扱うことが可能な国際的な会計基準との差異が生じている。
  - 新株予約権については、これをデリバティブと捉えるかどうかについて、今後の議論の中で整理が必要と考えられる。
  - 純額決済性の要件の削除は、必ずしも実務的な影響が乏しいとは考えられないため、検討対象とすることが望ましい。

### 我が国の会計基準における取扱いと国際的な会計基準における取扱いの整理

#### 我が国の会計基準における取扱い

17. 我が国の会計基準における金融商品の定義は、論点整理の第 26～29 項のとおりである。すなわち、デリバティブは、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引と定義され（金融商品会計基準第 4 項）、次のような特徴を有する（金融商品実務指針第 6 項）。
  - (1) 基礎数値の変化に応じて権利義務の価値が変動する。
  - (2) 当初純投資をほとんど必要としない。

(3) その契約条項により純額（差金）決済を要求若しくは容認し、契約外の手段で純額決済が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

18. また、商品先物のような現物商品（コモディティ）に係るデリバティブのうち、通常、差金決済により取引が行われることにより金融商品と類似する性格をもつと認められるものについては、金融商品会計基準の適用対象となる（金融商品会計基準（注 1）及び第 53 項）。ただし、当初から現物商品（コモディティ）を受け渡すことが明らかなもので、トレーディング目的以外の将来の予測される仕入、売上又は消費を目的として行われる取引は、金融商品会計基準の対象外とされている（金融商品実務指針第 20 項）。

#### 国際的な会計基準における取扱い及びその動向

19. 国際財務報告基準において、デリバティブとは、金融商品又は IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」の範囲に含まれるその他の契約のうち、次の 3 つの特徴をすべて有するものをいう。

- (1) その価値が基礎数値の変動に応じて変動すること。
- (2) 当初純投資を全く要しない、又は、類似する反応を示す他の契約より小さいこと。
- (3) 将来のある日に決済されること。

このうち、(1)と(2)は我が国の会計基準と実質的に同じだが、(3)について、我が国の会計基準のような純額決済性は必ずしも要求されない。米国会計基準では、我が国と同様の純額決済性を求めており、原資産に関連する資産を所有し引き渡すことに通常伴うリスクやコストを引き受けずに決済することを許容するという意味で、純額決済はデリバティブか否かを分ける重要な特徴であるとしている。

20. 非金融商品の売買に関する契約については、企業が予定している購入、売却、利用の必要性に沿って非金融商品の受領又は引渡しの目的で保有するものは、IAS 第 39 号の対象とされないが、そのような目的でなく、かつ、純額で又は金融商品の交換で決済が可能なものは IAS 第 39 号の対象となり、デリバティブとして扱われる。
21. デリバティブの定義の見直しについては、IASB の DP では特に検討されていない。
22. IFRS 第 9 号での分類及び測定に従う場合、デリバティブの定義は不要と考えられる<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> IFRS 第 9 号のアプローチは、IASB の DP における中間的アプローチの 1 つ、アプローチ 2（いくつかの選択的例外を伴う公正価値測定への置換え）に類似するもので、そのメリットとして、

**今後の方向性**

23. 今後の検討にあたっては、デリバティブの定義が存続することを前提としつつ、それがなくなる場合の影響についても考慮する必要があると考えられる。
24. デリバティブの定義が存続することを前提とした場合、以下の方向性が考えられる。
- (1) デリバティブの定義を商品名の列挙によるものから特徴に焦点を当てたものとする。この場合、商品名は例示として引き続き会計基準又は実務指針に含めればよいと考えられる。
  - (2) 純額決済性の要件の削除については、国際財務報告基準に揃える方向で検討することが考えられる。また、それにより会計処理が変更されるものについては、測定区分の見直しの論点において、その変更が適切かを検討するものとする（第25項以下も参照）。
  - (3) 純額決済性以外の要件については、微妙な文言の差異を揃えていくことが考えられる（例えば、17項(2)と19項(2)の差異など）。
  - (4) 新株予約権は、有価証券の範囲、(2)の純額決済性の要件と合わせて今後議論していくことが考えられる。ただし、経済的にはデリバティブの性質を有するため、デリバティブに含める方向性が考えられる。保有者側に関して、現状は、法的形態に基づき有価証券として保有目的により区分した上で会計処理が行われているが、金融商品の測定区分の論点において議論していくことが考えられる。また、発行者側については、負債性金融商品と資本性金融商品の区分にも関係するため、現行の取扱いを当面維持し、IASBの動向を引き続きフォローしていくことが考えられる。
25. 純額決済性に関する我が国の会計基準の取扱いと国際財務報告基準の取扱いは以下の図表のようになっている。

図表1 デリバティブの決済要件に関する我が国の会計基準と国際財務報告基準との比較

	我が国の会計基準	国際財務報告基準
考え方	形式的な純額決済だけでなく、実質的な純額決済（可能な状況も含めて）を含む広い概念	将来の決済であって、純額決済は要求されない。

（金融商品に関する基準の適用範囲内に入る非金融商品契約の取扱い如何で）デリバティブ商品の定義が不要となる可能性を指摘している。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 契約条項により、純額決済を要求、容認する場合</li> <li>• 契約外的手段で純額決済が容易</li> </ul>	
具体例	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 先物取引</li> <li>• （総額で）受け渡される金融資産又は現物商品に活発な市場があるため、純額決済と実質的に異なる状態となるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 固定金利の負債性商品（a debt instrument）の先渡購入契約について、原資産の引渡しによる総額決済のケースを例示。</li> </ul>
非金融商品の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 商品先物のような現物商品に係るデリバティブは、金融商品会計基準の対象。</li> <li>• しかし、トレーディング目的以外の将来の予測される仕入、売上、又は消費を目的として行われる取引は、金融商品会計基準の対象外。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 非金融商品の購入又は売却の場合、以下の両方に該当する場合にデリバティブとして扱われる。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 純額決済又は金融商品同士の交換で決済可能</li> <li>(2) 将来の予測される仕入、売上、又は消費（purchase, sale or usage）の必要性に従って、非金融商品の受領又は引渡しの目的で保有されない。</li> </ol> </li> <li>• 上記の純額決済可能の概念には、形式的でない以下の事例が挙げられている。             <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 契約で許容</li> <li>➢ 契約の明示はないが、純額決済の慣行がある。</li> <li>➢ 同様の契約について純額決済の慣行があり、短期の価格変動から利益を得る、又は、ディーラーのマージンを乗せて売却する目的で引渡す。</li> <li>➢ 非金融商品をキャッシュに容易に転換可能。</li> </ul> </li> </ul>

26. 純額決済には、それが可能な状況も含まれており、この点は、我が国の会計基準と国際財務報告基準との間で相違はないと考えられる。一方、異なる点は、金融商品同士の交換が可能な場合がデリバティブの要件に含まれる点である。引き渡される金融商品に市場が存在する場合には、これは純額決済の概念に当てはまるため、特段、相違はない。しかし、純額決済を担保する市場が存在しない場合には、相違が生じることとなる。



27. 論点整理では、実質的な影響が有無について特段の見解を出していなかったが、コメントでは、このような相違が生じるケースとして以下のケースが例示されており、実務的な影響が乏しいとは考えられないとの見解が示されていた。
- 市場性のない金融商品を基礎商品とするデリバティブ（非上場株式を基礎商品とするオプション）
  - 純額決済されないクレジット・デリバティブ類似取引
28. 純額決済性の要件については、コメントでは概ね、今後の検討を支持する方向であり、一部は、純額決済性の削除を求めていた。その変更に伴う実質的な影響は乏しいとは言えないため、今後検討することが考えられるが、公開草案等で変更を周知することにより、国際財務報告基準に揃える方向が考えられる。なお、見直しに伴って、影響が及ぶ範囲の取引の会計処理の見直しが必要な場合があるため、その場合、測定区分の見直しの論点において、その変更が適切かを検討することが考えられる。

Appendix 寄せられたコメントの概要（平成21年8月25日資料より関係箇所を抜粋）

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
【論点1】金融商品会計の範囲		
〔論点1-1〕金融商品の定義等について		
質問(1) 金融商品の定義や金融商品会計の範囲について見直すべき点があれば、具体的に述べてください。		
1) 国際的な動向に応じて検討	<p>金融商品の定義や金融商品会計の範囲については、建付けは、IFRSと異なるものの、取扱われる範囲については、ほぼ同様であると思われることから、今後の国際的な動向に応じて検討するという今後の方向性については同意する。（CL03 あずさ監査法人）（同様のコメントに（CL15 日本公認会計士協会））</p> <p>➤（検討する場合）我が国の会計基準では金融商品の定義はあるものの、会計処理については、有価証券、貸出金、など種類ごとに定められており、ゴルフ会員権のように法的形態から金融商品会計基準等（金融商品会計基準及び金融商品実務指針を含む。）の対象としているものもある。今後の検討に当たっては、そのような基準の構成自体の適否も含めて、定義及び適用範囲については議論されるべきであると考えます。（CL15 日本公認会計士協会）</p>	
2) 金融保証契約等を見直すべき	<p>金融商品会計の範囲についても現行日本基準を大幅に変更する必要はないが、金融保証契約については何らかの検討が必要と考える。特定の債務者が支払期限の到来時に債権の契約条件に従った支払ができなくなった場合に、保証者が債権者に対して損失を補填する契約（金融保証契約）については、債務保証、信用保険、クレジット・デフォルト・スワップ等の法的形式にかかわらず、金融商品会計において一律に規定することが望まれる。（CL02 佐々木秀和）</p>	
3) 十分な整理が必要	<p>現状の会計基準においても、子会社株式及び関連会社株式（共同支配企業に対する投資を含む。）については、事業投資と同じく公正価値の変動を財務活動の成果とは捉えないものとして明文で整理されているが、これらを含め、法的形態から金融商品として整理されるものと、金融商品会計基準の適用範囲との関係について、十分な整理が必要と考えられる。</p> <p>また、その他にも定義上は金融商品に該当するものの、金融商品会</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	計基準においてその会計処理を扱わないものについては、その理由を記載することが、定義上は金融商品ではないものの、経済的に類似した性格を持つため、公正価値評価を要求すべきかどうかを決定すべき契約等について、金融商品会計基準の適用範囲とすべきかどうかについても、併せて整理が必要と考えられる。（CL13 新日本有限責任監査法人）	
4) 他のプロジェクト等との整合性	金融商品の適切な定義や、金融商品の会計基準の対象に関しては、本論点整理での今後の議論における優先度は高くないとの認識に異論はないが、保険契約の会計（保険負債の評価）や収益認識等、他の基準やプロジェクトとの整合性を確保していただきたい。（CL11 生命保険協会）	
[論点 1-2] デリバティブの定義について		
質問(2) デリバティブの定義や特徴に関して見直すべき点があれば、具体的に述べてください。		
5) 見直すべき一特徴に焦点を当てるべき	<p>デリバティブの定義や特徴については、デリバティブの定義を商品名による定義から特徴に焦点を当てた定義とするという今後の方向性に同意する。（CL03 あずさ監査法人）（同様のコメントに（CL02 佐々木秀和）（CL05 岡本 修）（CL06 日本貿易会）（CL09 全国銀行協会）（CL13 新日本有限責任監査法人）（CL15 日本公認会計士協会）（CL16 産業経理協会）（CL19 日本経済団体連合会））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ デリバティブの定義方法について、デリバティブの特徴に焦点を当てる方法と商品名の列挙による方法との組み合わせによってデリバティブの範囲を定める現行日本基準は妥当である。ただし、金融商品会計基準において包括的・抽象的な定義を行い、金融商品実務指針において具体的な項目を列挙した方が整然とする。（CL02 佐々木秀和）</li> <li>➤ 現状の日本基準は、当初から受け渡す事が明らかな商品（コモディティ）契約については金融商品会計の対象外と明示されている為、デリバティブとして取り扱う事が可能な国際的な会計基準との差異が生じている。（CL06 日本貿易会）（CL19 日本経済団体連合会）</li> <li>➤ 事業との関連が明確で、デリバティブとして取り扱うことが不適当な契約に関してはこれを除外するような措置が必要と考える。（CL06 日本貿易会）</li> </ul>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 組込デリバティブ（複合金融商品）についても、同様に会計基準上でその定義を明確化すべきと考える。（CL13 新日本有限責任監査法人）</li> <li>▶ 特徴に基づく判定を行う場合には、定義には合致するものの、デリバティブとして取り扱うべきでないものについての検討も必要である（例えば、市場の成熟していないデリバティブはその対象から除外するのかといった、公正価値測定の信頼性の議論、金融保証及びローン・コミットメントの取扱い等について検討が必要と考える。）。（CL15 日本公認会計士協会）</li> <li>▶ 現在会計基準において列挙されている商品名については、適用指針等において明示しようと考えているのか、実務に生ずる混乱も考慮に入れ、検討すべきである。（CL16 産業経理協会）</li> </ul>	
6) 新株予約権	<p>新株予約権については、これをデリバティブと捉えることにより会計処理に影響が生じることになると考えられるため、今後の議論の中で整理が必要と考えられる。（CL03 あずさ監査法人）（同様のコメントに（CL15 日本公認会計士協会））</p>	
7) 純額決済性	<p>純額決済性は、多くのデリバティブが有する性質であるが、法改正によりデリバティブとして定義されたコモディティデリバティブには現物決済を前提とするものもあり、また、通貨スワップのように一般にデリバティブと捉えられている金融商品であっても、純額決済でなくグロス決済を前提とするものもあることから、純額決済をデリバティブの要件とすることは、実務と整合的ではないものと思われる。（CL10 ISDA）</p> <p>純額決済性の要件の削除は、必ずしも実務的な影響が乏しいとは考えられないため、検討対象とすることが望ましいと考える。（CL15 日本公認会計士協会）（同様のコメントに（CL03 あずさ監査法人）（CL06 日本貿易会））</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 実務の観点からは、純額決済となっているか否かをもとにデリバティブであるかどうかを決定して処理を行う場合もあり、当該基準差があることで、比較可能性の観点から問題が発生することも考えられる。（CL06 日本貿易会）</li> </ul>	

審議事項（４）－３

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応
	<p>本論点整理 35 項は、我が国の会計基準においてデリバティブ取引の重要な特徴であるとされている純額決済性の要件を除外することを検討対象としているが、この点については、ある程度の限定が必要であり、当該要件を除外することについては慎重な検討をすべきであるとの意見が出された。その一方で、純額決済性がデリバティブ取引の重要な特徴であるという点についての検討が不十分であり、この点については、測定区分の見直しと関連付けながら検討すべきであるとの意見も出された。(CL16 産業経理協会)</p>	